

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	自動発注サーバに係る非課税措置の創設				
税 目	所得税・法人税				
要 望 の 内 容	<p>有価証券等の売買を自動的に発注するサーバ（以下「自動発注サーバ」という。）を恒久的施設に含まれないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="874 808 1489 902"> <tr> <td data-bbox="874 808 1220 902">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 808 1489 902">— (—)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— (—)
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— (—)				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買を増加させることにより、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行、海外投資家が、我が国において、自動発注サーバを所有し、有価証券等の売買の自動発注を行う場合、当該サーバは恒久的施設(PE)とされる可能性があり、当該有価証券等に係る利子、配当、譲渡益その他の所得に対し、我が国において法人税(外国法人の場合)が課税される可能性がある。</p> <p>このため、海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買が制約されている状況である。</p>				

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１－（１）多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着
		政策の達成目標	海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買を増加させることによる、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず。	
	有効性	要望の措置の適用見込み	自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投資家により活用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投資家により活用されることにより、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
要望の措置の妥当性		イギリス、香港といった金融先進国において実質的に導入されている措置である。	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず。	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	新設要望のため、該当せず。	

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新設要望のため、該当せず。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>本年度からの要望である。</p>